

令和3年度  
新城市第二種特定鳥獣管理計画  
(ニホンザル) 実施計画

令和3年4月



新 城 市

## 令和3年度 新城市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）実施計画

	ページ
1 保護管理すべき鳥獣の種類.....	1
2 計画の期間.....	1
3 管理すべき区域.....	1
4 管理の目標.....	1
(1) 管理の目標.....	1
(2) エリア管理.....	1
(3) 現 状.....	2
(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方.....	4
5 数の調整に関する事項.....	5
(1) 個体数調整等による捕獲.....	5
(2) 捕獲目標の達成に向けた取組み.....	5
(3) 最適な捕獲数の検討.....	5
6 生息環境の保護及び整備に関する事項.....	6
(1) 生息環境の保護.....	6
(2) 生息環境の整備.....	6
7 被害防除対策に関する事項.....	6
8 その他の保護管理のために必要な事項.....	7
(1) 計画の実施体制.....	7
(2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック.....	8
(3) 捕獲に伴う事故防止対策.....	8

## 令和3年度 新城市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）実施計画

この計画は、愛知県が平成28年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

### 1 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

### 2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### 3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、市内全域（旧新城市（以下「新城地区」という。）、旧鳳来町（以下「鳳来地区」という。）及び旧作手村（以下「作手地区」という。））とする。

### 4 管理の目標

#### (1) 管理の目標

農地、集落等における出没情報等を集積及び活用し、ニホンザルを誘引しにくい農地周辺環境等の管理を重点的に実施するとともに、適切な被害防除対策及び加害固体及び加害個体群を中心とする個体数調整を行うことにより、農林業被害等の未然防止又は減少を図るとともに、ニホンザルの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とニホンザルとの適切な関係を構築する。

#### (2) エリア管理

管理は、群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、県内の群れの分布状況、加害群等を十分に把握できないため、計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図る重点管理エリア、分布域の拡大防止に重点を置く拡大防止エリアの2つに区分し、加害レベルと被害対策を参考にしつつ、有効な施策を推進する。また、新城市は全域が重点管理エリアとなる。

表1 ゾーン管理

	ゾーンの 目標	管理内容		
		環境整備	個体数調整	モニタリング
重点管理 エリア	農林業被害 の減少加害 個体群の除 去	生息地となっている森 林の間伐等適正な維持 管理により、樹種、林相 が多様で下層植生が豊 かな森林に誘導する。	農業被害金額の大きいエ リアで、加害個体の捕獲を 重点化。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害金額の推移</li> <li>・有害駆除を行った場所を 被害情報マップとして作 成</li> <li>・加害個体群の分布をマッ プとして作成</li> </ul>

○ 重点管理エリア

県東部に位置する山間地域は、ニホンザルの主な生息地であり、群れの長期にわたる安定的な維持に必要な広がりや環境の確保を図りつつ、中山間地域の農林業被害防止等の未然防止又は減少を図る。新城市は全域が重点管理エリアに含まれる。

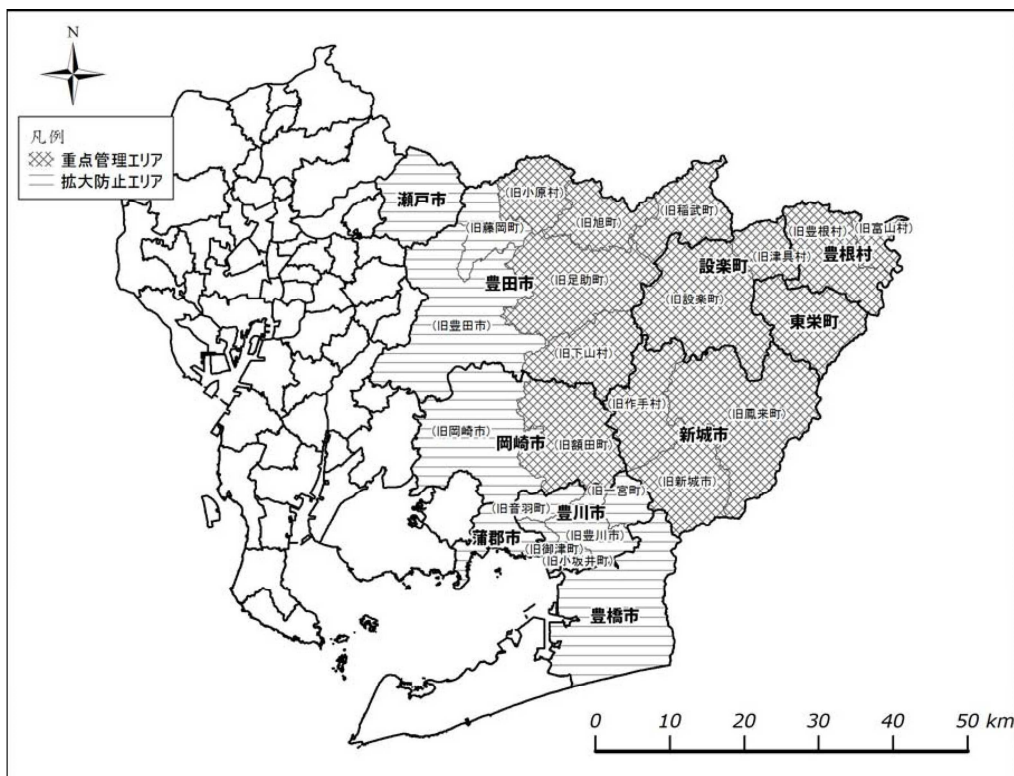


図1 エリア区分図 出典：愛知県第二種特定鳥獣管理計画

(3) 現 状

ア 生息状況

① 分布域

愛知県の調査によると、平成27年度のニホンザルの分布域は、図2に示すとおり県東部の山間地を覆いつくしており、市内においては市南端部の東名高速以南を除く地域に生息及び被害が及んでおり、今後さらに分布域が拡大した場合、山間地に隣接する平地にまで被害が拡大する可能性がある。



図2 ニホンザルの生息分布域（平成27年度） 出典：愛知県第二種特定鳥獣管理計画

## ② 捕獲状況

ニホンザルは県内東部で多く捕獲されており、市内では令和元年度は約140頭が捕獲されている。市内の個体数調整等による捕獲数を表2に示す。

表2 ニホンザルの捕獲（個体数調整）実績

単位：頭

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
銃	112	249	114	119	121	123	95	106	115
わな	9	3	1	1	19	9	1	26	29
合計	121	252	115	120	140	132	96	132	144

## イ 生息環境と土地利用状況

ニホンザルの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表3及び表4に示す。

ニホンザルは樹上でねぐらを構えることから樹木が無いと生息できないため、山林近接地である里山が生息地であり、かつ、食料となる農作物がないと生活もできない。市内での地域的な特色は、次のとおりである。

新城地区は中山間地域で水田が多く、山に隣接した里山から耕作地への出没が多い。また、畑地や樹園地の農作物、特に野菜、果樹等をニホンザルが好む環境にある。

鳳来地区は山村地域であり、山あいには民家が点在し、その周りには小規模に耕作されている田畑があり、獣類被害を受け易い。

作手地区は山村地域であるが、平均標高550m内外の準平原である。また、多くの動物の生息地であり、大型獣をはじめとする多種類の動物が生息していることから、山に隣接した水田や畑へ出没することが多い。

市内では、今まで山の中で生息していたが、被害農作物のある山林近接地での増加が報告され、このままの生息数で安定させるのではなく、適正な生息数での安定が望まれる。

表3 林種別森林等面積

単位：ha

	総数	針葉樹		広葉樹		竹林		無立木地	
		面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
新城市	40,265	31,983	78.5%	8,283	20.3%	150	0.4%	345	0.8%

出典：平成25年度 愛知県林業統計書（愛知県農林水産部林務課）

\* 調査方法が異なるため下記の森林面積とは一致しない。

表4 土地利用面積（地目別）

単位：ha

	行政面積	農用地		森林		その他	
		面積	割合	面積	割合	面積	割合
新城市	49,900	2,880	5.7%	41,620	82.8%	5,739	11.4%

出典：平成26年版 土地に関する統計年報（愛知県地域振興部土地水資源課）

ウ 被害等

対象区域における平成25年度から令和元年度までの被害状況を表5に示す。被害面積は1.9～27.7ha、被害量は1.9～7.0t、被害金額は348千円～1,367千円と年度によってばらつきがある。平成26年度以降、被害金額は停滞傾向にある。なお、数値については、各年度とも調査精度が低いため、数倍程度の被害があるものと推測される。

表5 ニホンザルの農林作物被害状況

計画区域	被害状況	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
新城市	被害面積(ha)	8.1	27.7	3.5	2.9	2.8	4.1	1.9
	被害量(t)	7.0	6.2	3.4	2.9	3.0	4.4	1.9
	被害金額(千円)	1,367	900	564	510	533	821	348
主な被害作物		稲、果樹、野菜等						

※新城市農業課調べ

(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 順応的管理

目標を達成するために、次の施策を推進するとともに、その効果を評価し、必要に応じて、次年度の施策の見直しを行うこととする(図3参照)。

また、捕獲数の目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うように県へ求めていくこととする。

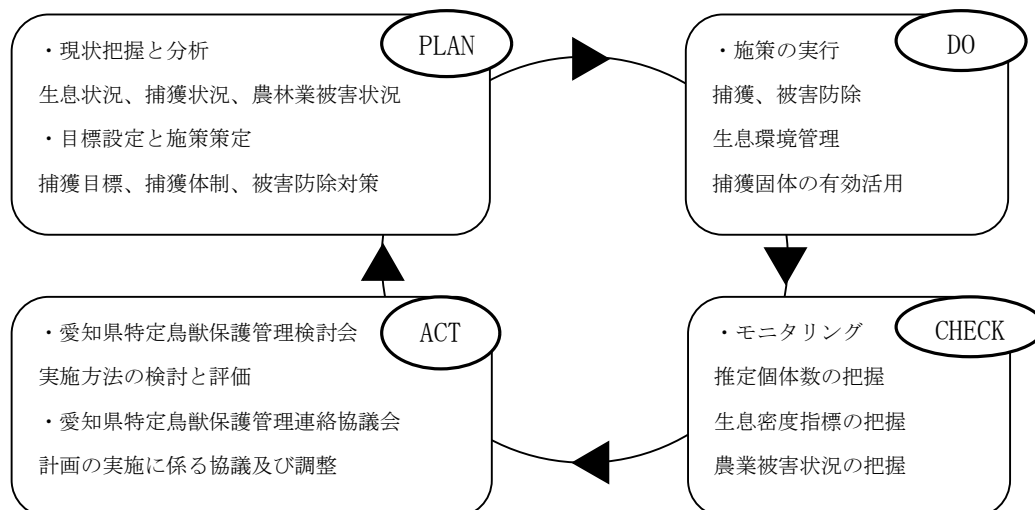


図3 順応的管理概要図

## イ 地区に合った活動への取り組み

増えすぎた鳥獣による被害対策は、捕獲、被害防除対策、生息環境整備等の総合的な取り組みを地域に合った形で進めることが効果的である。

鳥獣を適正な生息数とするため、管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどで、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。

## ウ 農林業被害等の未然防止対策

被害防止対策については、次のことを実施することとして被害の防止に努める。

- ・加害個体を中心とした捕獲や追払いに努める。
- ・農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- ・農地周辺の草刈の実施や未収穫物、生ごみ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げ環境管理を実施するように各集落への指導を行う。

## 5 数の調整に関する事項

### (1) 個体数調整等による捕獲

管理エリアに適した捕獲圧となるように数の調整を行い、捕獲目標の達成を図る。

表6 ニホンザルの捕獲数【加害個体】

単位：頭

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)	R3年度 (目標)
捕獲区分	個体数調整	個体数調整	個体数調整	個体数調整	個体数調整
管理ゾーン	96	132	144	300	300

\*【加害個体群】については計画なし。

個体数調整を実施し、防除対策の充実を図っており、農作物被害は減少に転じている。今後も、農作物被害の多い地域に対して、個体数の調整のための捕獲を目指す。

平成30年度までの捕獲実績及び令和元年度の捕獲見込みを鑑み、令和2年度は300頭を捕獲目標とする。

〔算定根拠〕農林作物被害状況の推移は、表5のとおり

### (2) 捕獲目標の達成に向けた取組み

市内全域において捕獲を強化する。

### (3) 最適な捕獲数の検討

捕獲実施者等の協力を得て、前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。これにより、農作物被害を未然に防ぐ適正な捕獲数を検討し、必要に応じて捕獲目標数の見直しを行う。

## 6 生息環境の保護及び整備に関する事項

### (1) 生息環境の保護

本市内における鳥獣保護区は4箇所（新城市区域分2,750ha、1箇所ですべて市界を越えて指定。設楽町(7ha)は外数）が指定されており、そのうちニホンザルの分布域は市内全体である。

### (2) 生息環境の整備

ニホンザルの生息域は、以前は山の中と言われていたが、今ではエサを求めて人里近くに現れ、そのまま現在の生息分布域となっている。森林の間伐等の適正な維持管理を行っても、餌場となる山に木の実が無ければ追い払うこと(山上げ)もできない。そのため、樹種及び林相が多様で下層植生が豊かな森林を育成し、ニホンザルの生息可能な環境を整備する。

農地、集落周辺における立木や藪は、ニホンザルが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、地域住民や農家は枝払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミの放置は、ニホンザルの餌場となり、ニホンザルを誘引することになるため、農家及び地域住民等は適切に処分するように指導を行う。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げ、人の生活圏とニホンザルの行動圏との分離に努める。

## 7 被害防除対策に関する事項

### ○ 被害防除対策の評価

ニホンザルの捕獲に加え、被害防除対策として網、電気柵及びトタンの設置、環境管理としての草刈り、未収穫農作物の回収等が各々の地域の状況に応じて実施されている。

現在のところ、銃及びはこわなによる捕獲と網及び電気柵の両方を組み合わせた被害防除が、より一層効果的である。

効果が高いと考えられる電気柵においては、コスト面での課題が大きく、市としては電気柵の設置者に対し補助をしている。

また、設置等に対する労働面でも農業従事者の高齢化に伴い、負担が増している。こうした課題の解決と併せて、防除装置設置の技術習得、地域内での連携及び意思統一が必要となっている。

市及び管内の農協が中心となって、はこわなの提供、捕獲従事者の養成、集落の指導等の防除対策を積極的に行っている。

表7 ニホンザルの被害防除対策の評価（令和元年度）

計画区域	被害動向	防除対策			環境管理	
		網	電気柵	その他	草刈	未収穫農作物の回収等
新城市	減少傾向	○	○	-	△	○

◎：かなり効果あり ○：効果あり △：効果が少ない 出典：農家聞き取り調査による



## 8 その他の保護管理のために必要な事項

### (1) 計画の実施体制

#### ア 計画作成体制

市を中心に利害関係者、関係団体及び関係機関が協議して、実施計画を作成する。

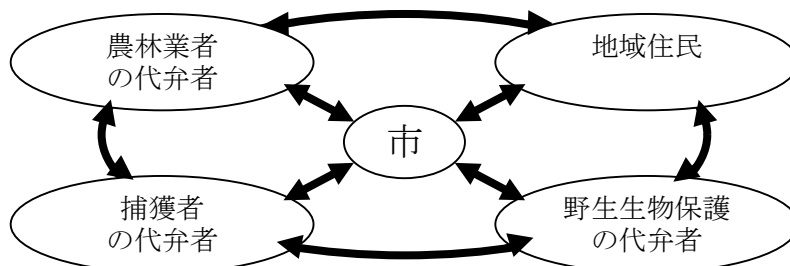


図4 計画作成の協議イメージ

#### イ 状況の把握収集体制

##### ○ 被害状況

###### ・農林業被害

農協、農家、森林組合、林業者、鳥獣害対策相談員、地域住民が被害状況を把握し、市(農業課)に連絡する。

###### ・生活環境被害

地域住民、市(農業課)、県、警察などが状況を把握し、市(環境政策課)に連絡する。

##### ○ 捕獲状況

###### ・個体数調整による捕獲

市が実施する個体数調整を集計し、市が把握する。

##### ○ 生息状況

県が実施する生息状況調査(概ね5年毎)に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率(CPUE)の変化を、県が市に連絡する。また、地域住民のほか、魚釣りや山菜取り等で地域に入る人から目撃情報等を収集する。

#### ウ 捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。このため、被害者、地域住民及び関係団体等が協力して、ニホンザルの出没情報を市及び捕獲者に提供し、効率的な捕獲を支援する。また、銃による捕獲数の大幅な拡大は難しいことから、わなによる捕獲についても奨励する。

平成24年度から鳥獣被害対策実施隊を組織し、緊急性を有する農作物被害情報・出没情報等に対し、速やかな対応を実施している。

#### エ 環境管理体制

未収穫農作物、屋敷周りの木の実、放置生ごみなどは撤去し、ニホンザルを寄せ付けない環境管理を被害者、地域住民及び関係団体等が一体となっていく。

### オ 被害防除体制

農家、農協、林業家、森林組合及び鳥獣害対策相談員の連携により、最適な防除対策を講じる。市及び県は、これを支援する。

### カ 生息環境整備体制

市及び県による森林の管理にあたっては、間伐を実施するなどの野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

## (2) モニタリングの実施と実施計画へのフィードバック

市及び県は、捕獲実施者等の協力を得て、前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。

これに加え、市は農林業関係団体等の協力を得て、対象区域における前年度の被害状況、生息環境管理状況、被害防除対策の実施状況を把握するとともに、捕獲を含めた効果の把握に努める。

また、愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会<sup>※1</sup> 及び愛知県特定鳥獣保護管理検討会<sup>※2</sup> において協議・検討される中で、過年度の施策の評価及び当該年度の実施計画が作成されるので、捕獲目標及び算定の考え方を明らかにする。

※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会：県関係機関、市町村からなる組織

※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会：学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域代表者からなる組織

## (3) 捕獲に伴う事故防止対策

里山等では分布域を拡大させないための捕獲を行う一方で、里山の積極的な活用を促進するために里山に出入りする者と捕獲を実施する者の双方に対して、十分な事故防止のための注意喚起等を促し、捕獲に伴う事故発生を防止するものとする。